

一般社団法人日本ラクロス協会

定 款

平成30年 5月14日 作 成
平成30年 5月23日 定款認証
平成30年 6月 1日 登 記

一般社団法人日本ラクロス協会
定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ラクロス協会と称する。英文では Japan Lacrosse Association と表示し、略称をJLA及び Japan Lacrosse とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(支部及び連盟)

第3条 この法人は、内部に日本学生ラクロス連盟、日本クラブチームラクロス連盟(以下総称して、「連盟」という。)をもつ。また、必要に応じて、加盟団体、準加盟団体並びにこの法人の地方事務所・支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、日本ラクロス界を統括し代表する、国際ラクロス連盟(FIL)に認定された唯一の団体として、ラクロスを通じた豊かなスポーツ文化の創造、及び人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献し、国際親善に寄与することを目的とする。その基本理念については、別に定める「日本ラクロス協会 基本理念」による。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ラクロスに関する国内競技大会の企画・開催、後援
- (2) ラクロスに関する競技規則の制定及び公認審判員の育成・認定
- (3) ラクロスに関する国際競技大会の企画・開催
- (4) ラクロスに関する国際競技大会への代表選手団の派遣
- (5) ラクロスに関する初心者への導入支援
- (6) ラクロスに関する安全性の向上、練習・トレーニング方法の確立・啓蒙、指導者の育成・認定
- (7) ラクロスのアジア地域における普及促進
- (8) ラクロス国際連盟(FIL)並びに関連国際団体への協力
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員:この法人の目的に賛同し、会員登録申請書の提出及び年会費の納付によりこの法人に入会し、承認された者
- (2) 特別会員:理事、アドバイサリーボード、顧問など、この法人において特別の資格を委譲され活動をおこなう者
- (3) 賛助会員:この法人の目的及び事業に賛助するため、入会が承認された個人又は法人
- (4) 協力会員:この法人の目的及び事業に自主的かつ無償にて運営に協力すべく意思表示し、入会が承認された者

2 会員は、この法人がおこなう事業に参加することができる。

3 この法人は、一般会員の中から選出された代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

4 会員に関する事項は、定款に定めるほか、会員規程によって定め、理事会が入会承認等必要な手続きを行うものとする。

5 一般会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

- (5) 法人法第51条第4項及び同法第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第299条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会費)

第7条 会費は一般会員から納付される。年会費の金額等は理事会にて別途細則を定める。

2 特別会員は、会費の納付が免除される。

3 賛助会員及び協力会員は 別途定める賛助会費を納付する。協力会員は 自主的かつ無償にて運営に協力することにより、これに代えることが出来る。

(一般会員の資格の取得)

第8条 この法人の一般会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。賛助会員及び協力会員も同様とする。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、一般会員になった時及び毎年、一般会員は、別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の停止及び除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員の会員資格を停止、又は除名することができる。但し、代議員については、これを総会に委ねる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の品位を著しく傷つけたとき、又はこの法人の秩序を乱したとき。
- (3) その他停止、又は除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総代議員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第13条 代議員は、一般会員による代議員選挙により、一般会員の中から選ばれることを要し、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

2 代議員は、各連盟加盟の各認可競技団体にて、その構成員たる一般会員から1名を互選し、代議員名簿に文書にて登録するものとする。なお、文書による登録の代わりに、各認可団体主将から、電子媒体にて通報登録することも認められるものとする。また、一団体の構成員たる一般会員が100名を超えるときは、さらに1名を追加選出することを認める。

3 代議員について、認可競技団体に所属しない審判員等の一般会員は、互選の上各地区毎に1名の代議員を選出し、代議員名簿に登録するものとする。

(一般会員の選挙権・被選挙権)

第14条 代議員選挙において、満18歳以上の一般会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

(代議員の任期)

第15条 代議員は毎年3月末日までに選任し、選任された日の属する事業年度の4月1日から一年とする。但し、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

(補欠の代議員)

第16条 代議員が欠けた場合には、補欠選挙を行い、補欠の代議員を選出する。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(代議員の解任)

第17条 代議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総代議員の議決権3分の2以上の多数による決議によって、当該代議員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 総会

(構成)

第 18 条 総会は、代議員により構成される。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 19 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 代議員の資格停止又は除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 収支予算書及び事業計画書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後半年以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の10分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長からの付託により、他の理事、又は、事務局長、事務局次長が代行することができる。

(議決権)

第 23 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 24 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 代議員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 役員

(役員の設定)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち4名以内を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち4名以内を常務理事とする。

4 代表理事のうち、1名を会長とすることができる。

5 代表理事のうち、1名を理事長とする。

6 代表理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。

7 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第 27 条 理事は、アドバイザリーボードが推薦し、理事会と合議調整の上、理事会が総会に提案

し、総会の決議によって選任する。

2 監事は、アドバイザーボード及び理事会が推薦し、総会の決議によって選任する。

3 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 会長は、当協会を代表し、運営の統括的な指針を示し、また、その業務の一部を、理事会の承認を経て、理事長に委任できる。

2 代表理事は、当協会を代表し、全般の業務執行を総覧しその活動を統括する。

3 常務理事は、定められた担当業務を執行するとともに、理事会を通じて代表理事を補佐する。

4 理事は、定められた担当業務を執行する。理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

5 代表理事及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第 33 条 この法人は、役員 of 法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、法人法第 115 条第 1 項に定める非業務執行理事等との間で前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長又は副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第 39 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条5項の規定による報告については、適用しない。

第8章 アドバイザリーボード

(設置)

第 40 条 この法人に、この定款に基づく任意の諮問機関として、アドバイザリーボードを置く。

2 アドバイザリーボードの委員は理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第9章 委員会・部会

(設置等)

第 41 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会・部会を設置することができる。

2 委員会・部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長・事務局次長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び事務局次長など重要な職員は、理事会の承認を得て 理事長が任免する。

4 事務局の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

2 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 46 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 14 章 補則

(施行細則)

第 51 条 この法人の定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(内規)

第 52 条 この法人の内規は、理事会の承認を経て別に定めることができる。

(その他の事項)

第 53 条 この法人の定款及びその施行細則、内規のいずれにも定められていない事項並びに業務の運営上必要ある事項に関する決定は、理事会に委嘱される。

(表彰)

第 54 条 この法人の発展に著しい貢献のあった個人、団体には、理事会の議決によりこれを表彰することができる。